

資料 7

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する 意見募集の実施結果について

平成 30 年 ○ 月 ○ 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

アミトラズ、エチプロール、クロルフルアズロン、クロルメコートクロリド（クロルメコート）、トリネキサパックエチル、ピリミホスメチル、マラチオン（マラソン）

（2）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

（3）意見募集期間

平成29年12月4日（月）～ 平成30年1月2日（火）

（4）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出者数

- | | | |
|--------------|-----|-----------------------|
| ・封書によるもの | 0 通 | |
| ・ファクシミリによるもの | 0 通 | |
| ・電子メールによるもの | 6 通 | （うち4通は本意見募集とは関係のないもの） |

（2）意見ののべ総数 4 件（2 通）

提出された御意見のうち本意見募集とは関係のないものは含めていません。

（3）提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	今回の水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値の設定、改正に伴い「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」による指針値が改訂されると思いますが、現状では指針値の一覧表がなく確認が難しい状況です。農薬登録保留基準値を検索の上、10 倍値に換算するのはわかりにくいいため、指針値を遵守するためのわかりやすい情報提供（指針値一覧表の公表など）についても検討していただくようお願いいたします。	いただいた御意見は、今後の参考とすべきものと考えます。
2	過去の農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果において、たびたび「本基準値（案）に関係のない御意見のため、意見の掲載と回答は差し控させていただきます。」と記載されているものがあります。どのような内容が「関係ない意見」であるかわからないので、提出された意見については、公序良俗に反しない内容であれば掲載していただきたい。	これまでにいただいた御意見の中には、教育や税金等に関する御意見もあり、これらは農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集とは関係のないものであるため、掲載しなかったものであり、今後も同様の取扱いにしたいと考えます。
3	水産生物への影響試験において、使用する生物をもっと拡大すべきである。 たとえば、 （１）オオミジンコ以外に、日本に生息するミジンコ類や甲殻類、 （２）カエルなどの両生類 （３）トンボの幼虫ヤゴ [理由] 1、今回提案された 7 農薬のうち、オオミジンコ以外の甲殻類等の水産生物を用いた試験は、エチプロールのユスリカとヌカエビにすぎない。 2、個々の生物への影響だけでなく、水産生物の生態系への影響も評価すべきである。	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（以下、「水産基準」という。）の設定に当たっては、水産動植物の被害防止の観点から、農薬取締法テストガイドラインが定めている試験法に基づき実施された試験の結果により、評価を実施しています。 エチプロールはその作用機構からユスリカ幼虫試験の提出を求めましたが、他の農薬については、その作用機構から追加試験を求める必要はないと考えます。 また、これまでの知見では、農薬に対する感受性は、トンボの幼虫ヤゴに比べ、ユスリカ幼虫の方が高い傾向にあることが明らかとなっています。 試験生物の拡大に関する御意見は、今後の

		参考とさせていただきます。
4	マラチオンの登録保留基準案 0.30 μg/L に反対である。をもっと低値にすべきである。 [理由] 1、オオミジンコ急性遊泳阻害試験で、48hEC50 = 0.70 μg/L であり、かりに不確実係数を 10 とすると、保留基準は 0.07 μg/L より低値になる。 2、成体成体急性遊泳阻害データを用いた幾何平均をとるべきでない。幼体に影響があれば、成体に成長できないこともありうることを考慮すべきである。 3、推算された P E C 0.24 μg/L は、0.07 μg/L より高くなる。マラチオン製剤の使用を規制して、P E C を下げるべきである。	水産基準値の設定におけるミジンコ類の評価に当たっては、より実環境に近い試験系による試験法を導入する検討がなされた結果、標準的に実施される幼体を用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験(以下「標準試験」という。))に加えて、必要に応じて成体を用いた試験(以下「追加試験」という。)の実施が可能としています。追加試験が提出された場合は、それぞれの急性毒性値の幾何平均値を標準試験における急性影響濃度に読み替えて評価(長期間の暴露が懸念される場合には標準試験の結果を採用)することとしています(第 18 回中央環境審議会土壌農薬部会(平成 17 年 3 月)了承)。 他方、キチン合成阻害等昆虫生長抑制作用を有する農薬(IGR 剤)等は、その作用の特性から、標準試験と追加試験の急性毒性値が非常に大きく異なる可能性があるため、両者の幾何平均値を標準試験の急性影響濃度に読み替えて評価することが必ずしも適切とはいえない場合があることから、両者の幾何平均値を標準試験における急性影響濃度と読み替えて評価するか否かについては、個別に判断することとしています(第 16 回中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(平成 21 年 7 月)了承)。 マラチオンについては、標準試験と追加試験の結果が提出され、それらの急性毒性値は異なるが、幼体と成体で異なる作用機構があるとする知見がないことから、標準試験と追加試験の急性毒性値の幾何平均値を採用することとしました。 また、環境省では、農薬の長期暴露の影響を考慮したリスク評価が行えるよう、オオミジンコの繁殖試験等の評価手法の検討を進めているところです。